

大野市認知症高齢者位置検索装置貸与事業実施要綱

(平成14年6月3日 告示第58号)

令和3年4月1日告示第183号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等（65歳未満であっても若年性認知症に該当する者を含む。以下「認知症高齢者」という。）が行方不明となった場合、早期に発見し居場所を家族等に伝える位置検索装置を貸与することにより、事故の防止を図り、家族が安心して介護できる環境を整備することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、在宅日常生活で行方不明になるおそれのある認知症高齢者を介護している者とする。

(装置の貸与申請)

第3条 認知症高齢者位置検索装置（以下「装置」という。）の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認知症高齢者位置検索装置貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(装置の貸与の決定等)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、装置の貸与の適否を決定し、認知症高齢者位置検索装置貸与決定通知書（様式第2号）又は認知症高齢者位置検索装置不貸与決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(装置の貸与)

第5条 市長は、前条の規定により装置の貸与を決定した申請者に対し、装置を貸与する。

(装置の管理)

第6条 装置の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、善良な管理のもとに使用するとともに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(貸与の期間)

第7条 装置の貸与の期間は、利用者が第2条に該当しなくなったとき、又は装置

を必要としなくなったときまでとする。

2 前項の規定により貸与の期間が終了したときは、利用者は、速やかに装置を市長に返還しなければならない。

(費用の負担区分)

第8条 装置の貸与に係る費用については、無料とする。ただし、認知症高齢者の位置検索に係る費用は、利用者の実費負担とする。

(装置の保守保全)

第9条 装置が、利用者の過失により故障又は損傷した場合は、この修復に要する経費は、利用者の負担とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。